

使用前検査申請書

川内原子力発電所第2号機
原子炉本体、原子炉冷却系統施設
及び計測制御系統施設の修理の工事

原発本第225号
令和2年3月19日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 九州電力株式会社 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺和弘
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山
申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事の計画の届出年月日及び届出番号 ・令和2年1月30日 原発本第183号
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 令和2年 4月 21日 至 令和2年 7月 14日 場所 川内原子力発電所
	工事の工程 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時（四号） 期日 自 令和3年 1月 10日 至 令和3年 1月 11日 場所 川内原子力発電所
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 令和3年 2月 22日 至 令和3年 2月 23日 場所 川内原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和3年 2月 23日

（手数料 金 593,500 円）

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

川内原子力発電所第2号機

発電用原子炉施設に係るもの

原子炉本体

原子炉容器

原子炉容器本体

原子炉冷却系統施設※

一次冷却材の循環設備


計測制御系統施設※

ほう酸注入機能を有する設備

容器

※原子炉本体の原子炉容器を、原子炉冷却系統施設のうち一次冷却材の循環設備及び計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として兼用し、重大事故等時に流路として使用する。

工事の工程に関する説明書

年 月 項目	令和2年									令和3年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
原子炉容器 出口管台溶接部 計画保全工事	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">工事期間</div>										
											
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>△ 使用前検査 (一号)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>↔</p> <p>▲ 使用前検査 (四号)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>↔</p> <p>▲ 使用前検査 (五号)</p> </div> </div>											

△ 寸法検査・外観検査・組立て及び据付け状態を確認する検査・耐圧検査・漏えい検査

▲ 機能・性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

(原子炉本体、原子炉冷却系統施設及び
計測制御系統施設の修理の工事)

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区域区分

2号機 原子炉格納容器

a. 汚染区分

B区域^(注1)

D区域^(注2)

(注1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(注2) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度の10倍を超えるおそれのある区域

b. 線量当量率区分

2区域^(注3)

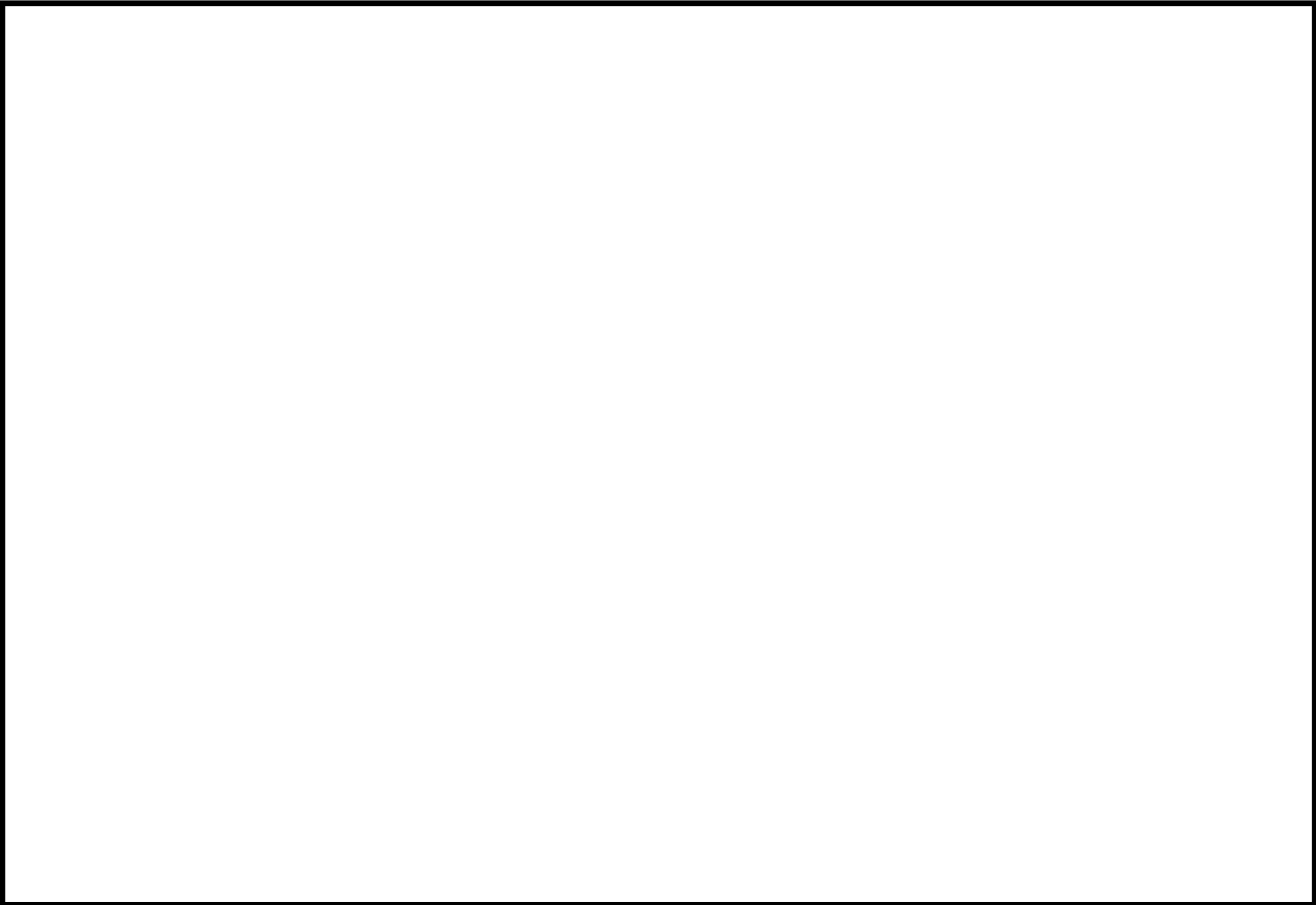
3区域^(注4)

(注3) 1mSv/hを超えるおそれのない区域

(注4) 1mSv/hを超えるおそれのある区域

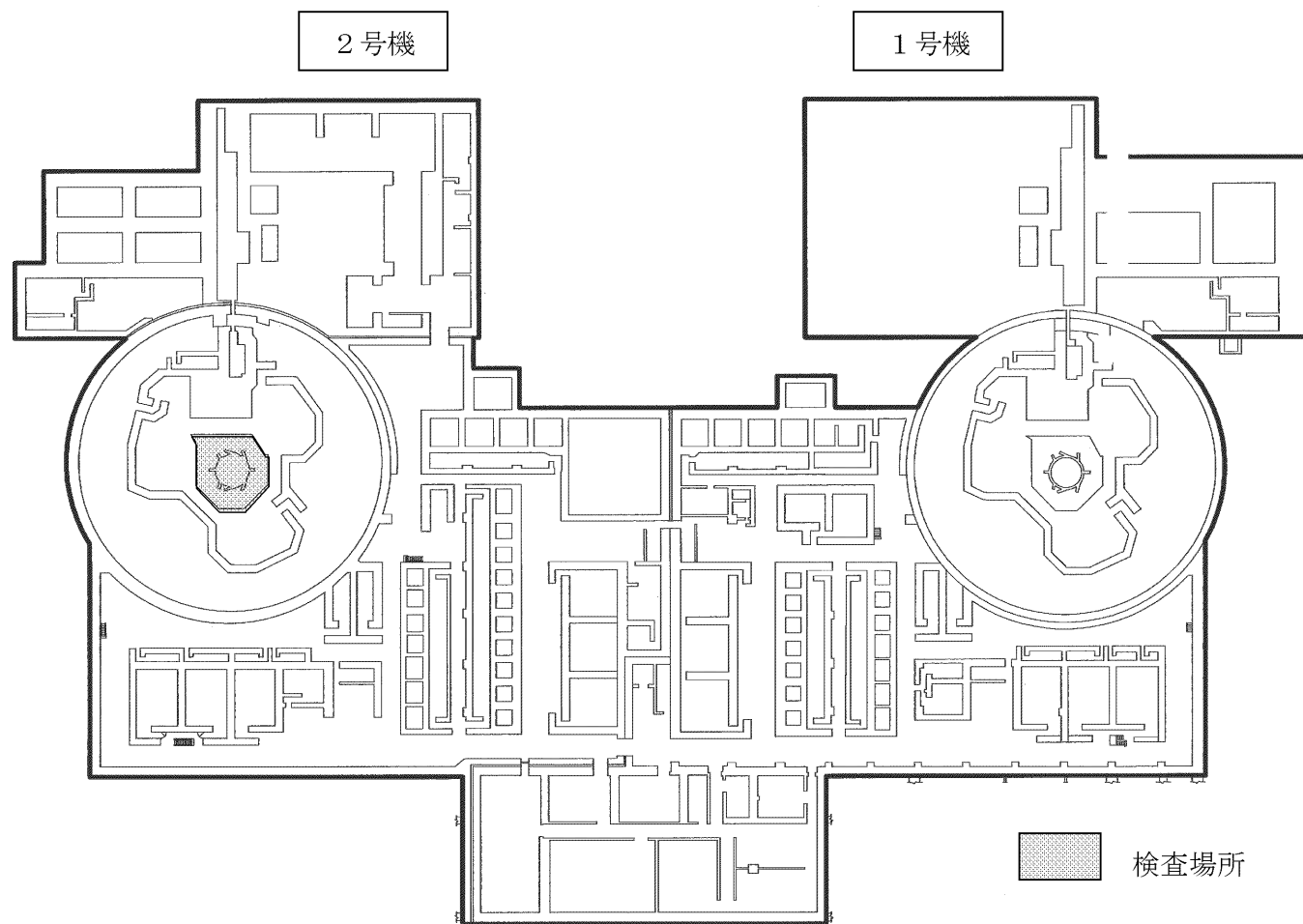
(3) 管理区域検査場所図

別紙参照



管理区域検査場所図

原子炉格納容器 (EL. 13.3M)



管理区域検査場所図

原子炉格納容器 (EL. -2.0M)